

議案第2号

令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号

令和4年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
1 乙川中部土地 区画整理費	1 乙川中部土地 区画整理費	乙川中部土地区画整理事業	千円 8,800

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
乙川中部土地区画整理事業 (区画整理工事)	令和4年度から令和5年度まで	千円 84,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額

事 項	限 度 額	債務負担行為に 基 づ く 支出負担行為額	3年度末までの 支出(見込)額	
			期 間	金 額
乙川中部上地区画整理事業 (区画整理工事)	千円 84,000	千円 —	—	千円 —

又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

4年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		特 定 財 源				一 般 財 源
期 間	金 額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
令和4年度から 令和5年度まで	千円 84,000	千円	千円	千円	千円	千円 84,000